

大規模小売店舗立地法とは？

大規模小売店舗立地法とは？

大規模小売店舗は多数のお客さんが利用することから、車での来店による交通渋滞が発生したり、お店からの騒音が発生する心配があります。

大規模小売店舗立地法（通称：大店立地法）はこの様な心配に対処し、周辺住民の方への影響が出ないように、設置者に配慮を求めることを目的とする法律です。

平成12年6月1日施行

どのようなお店が対象となるのか？

店舗面積が1,000㎡を超えるお店が対象となります。

お店の設置者が配慮する事項とは？

- ・ 周辺の地域の生活環境への影響（交通・騒音など）についての調査や予測
- ・ 地域の住民のみなさんへの適切な説明
- ・ 県の意見に対する誠意ある対応
- ・ 開店後における適切な対応



埼玉県のマスコット コバトン

具体的な内容については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に定められています。

手続きの流れ

事前協議

新設などの届出

(対象: 店舗面積1,000㎡超)

届出の概要や意見書については、県広報による公告及び県庁などにおいて縦覧することができます。

地元説明会

住民等の意見書の提出

大規模小売店舗
立地審議会

答申

県意見の表明

意見ありの場合

対応策の提示

(届出事項変更又は添付書類変更)

意見に適正に対応していない場合

勧告

対応策の提示

(必要な変更に係る届出)

正当な理由なく勧告に従わなかった場合

公表

意見なしの場合

手続き終了

意見に適正に対応している場合

2ヶ月
4ヶ月
8ヶ月

答申

答申